

【協議事項 3】

令和 4 年度病床機能報告の結果及び非稼働病棟に関する取扱いについて

1 病床機能報告制度の概要

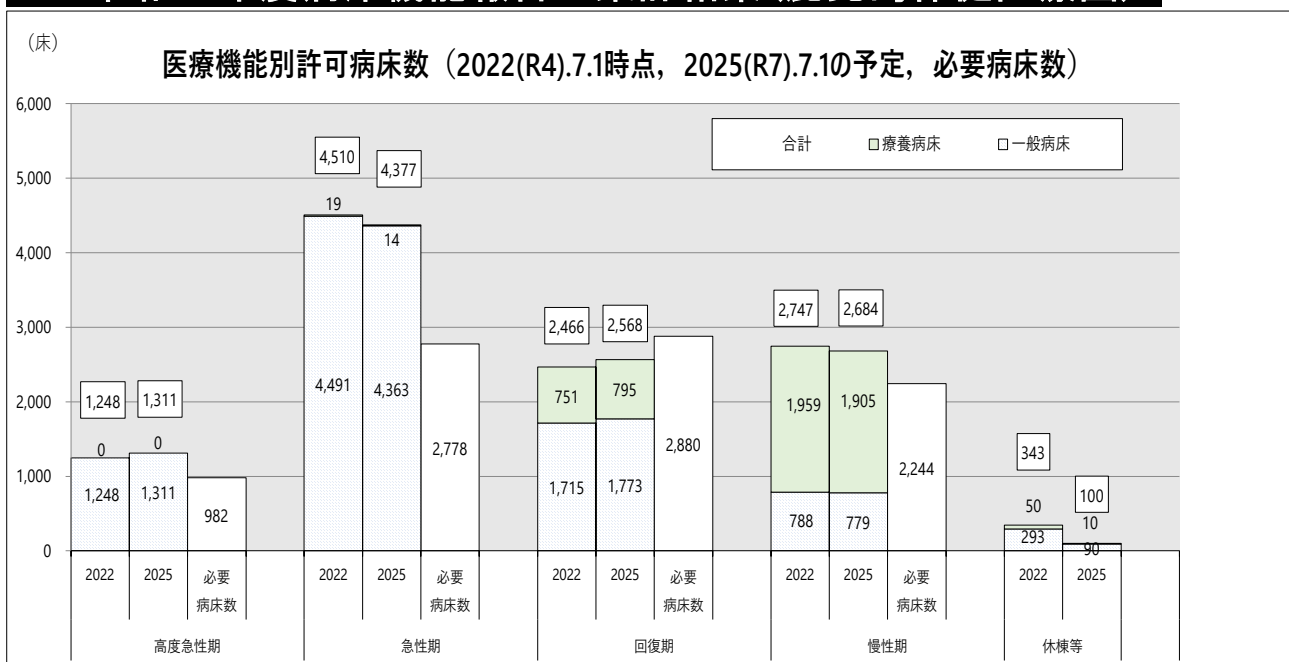
医療法第30条の13に基づき、一般病床・療養病床を有する病院・診療所が、医療機能の「現状」と「今後の方向性」について、病棟単位で、「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」及び「慢性期機能」の4区分から1つを選択し、都道府県に報告する仕組み。

毎年、7月1日現在の状況を10月1日～11月30日の期間に報告する。

| 医療機能 | 医療機能の内容 |
|---------|--|
| 高度急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、 <u>診療密度が特に高い医療</u> を提供する機能 |
| 急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、 <u>状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</u> |
| 回復期機能 | ○ 急性期を経過した患者への <u>在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能</u> |
| 慢性期機能 | ○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 |

<厚生労働省資料から抜粋>

2 令和 4 年度病床機能報告の集計結果(鹿児島保健医療圏)



集計対象医療機関 : 84病院, 100有床診療所, 集計対象許可病床数 : 11,314床
(報告のあった医療機関のうち, 報告項目に不備のない医療機関が集計対象)

※ 令和 5 年12月27日県保健医療福祉課提供データであり, 今後, 定量的基準との照合等を行い, 各医療機能における病床数が変更となる可能性がある。

3 非稼働病棟を有する医療機関について

毎年、非稼働病棟を有する医療機関に対し、非稼働の理由及び今後の運用見通し等について照会。

※ 3 ページ「非稼働の理由等について」

第10回高度急性期及び急性期専門部会（R4.10.27）協議結果

稼働未定と報告している医療機関については、2024年までに今後の方向性について何らかの意思表示をするよう、事務局から依頼する。

第12回回復期専門部会、第10回慢性期及び在宅医療専門部会（R6.1.17）協議結果

稼働未定と報告している医療機関については、2024年の病床機能報告の開始までに、今後の方向性について何らかの意思表示をするよう、事務局から依頼する。

第14回高度急性期及び急性期専門部会、第13回部会長等会議（R6.2.6）協議結果

稼働未定と報告している医療機関については、2024年の病床機能報告の開始までに、今後の方向性について何らかの意思表示をするよう、事務局から依頼する。

（参考）第13回高度急性期及び急性期専門部会（書面開催）（R5.12.21）意見照会結果

非稼働病棟を有する医療機関に対し、今後の運用見通しや病棟閉鎖の可能性、入院による手術や分娩の可能性についての意見あり。

※ 4 ページ「具体的対応方針について＜急性期（診療所）＞」

太枠内「委員からの意見」参照

4 協議事項

稼働未定と報告している医療機関については、2024年の病床機能報告の開始までに、今後の方向性について何らかの意思表示をするよう、事務局から依頼する。

（参考）令和4年度病床機能報告未報告（報告様式1・2共に未提出）の医療機関

- ・ リハビリホスピタル三愛
- ・ さんクリニック竹ノ下
- ・ 本庄病院
- ・ たけのはし大山医院
- ・ いまむら脳神経クリニック
- ・ マミイクリニック伊集院
- ・ 光輪会鹿児島クリニック
- ・ 溝口内科医院

※ 未報告の医療機関については、毎年、県保健医療福祉課から報告の督促を行っている。